

# 公立大学法人沖縄県立芸術大学客員教授選考規程

令和4年1月31日

沖芸大規程第53号

(趣旨)

**第1条** この規程は、沖縄県立芸術大学の客員教授の選考に関し、必要な事項を定めるものとする。

(選考基準)

**第2条** 客員教授は、芸術文化に関し学識経験のある者で、次の各号の一に該当するものうちから選考するものとする。

- (1) 芸術の分野において優れた業績を挙げ、教育研究上の指導能力があると認められる者
- (2) 博士の学位を有する者で、教育研究上の指導能力があると認められる者
- (3) 研究上の業績が前号の者に準じ、かつ、教育研究上の指導能力があると認められる者
- (4) 大学において教育の経歴があり、教育研究上の業績があると認められる者

(選考)

**第3条** 客員教授の選考は、教授会又は研究科委員会から推薦された客員教授候補者について、教育研究審議会の議を経て理事長が行う。

附 則 (令和4年1月31日理事長決裁)

この規程は、令和4年1月31日から施行し、令和3年4月1日から適用する。

附 則 (令和7年3月25日理事長決裁)

この規程は、令和7年4月1日から施行する。